

## 九州ルーテル学院大学における公的研究費等不正防止計画

2022（令和4）年3月22日  
学長裁定

この計画は、九州ルーテル学院大学公的研究費等に関する運営及び管理に関する規程第4条第2項の規定に基づき、研究倫理の向上及び公的研究費等の不正の防止を図るために定めるものである。

なお、本計画の事項ごとに策定した公的研究費等不正の発生要因及び防止計画については、コンプライアンス教育、啓発活動等を通じて、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 1. 本学における責任体制の明確化

公的研究費等不正の発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>責任体制における各責任者の役割及び責任に関する理解が不十分である。</li><li>時間の経過とともに、責任意識が低下する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的に各責任者に対し、研究費不正防止推進委員会等を通じて、意識向上のための啓発を図る。</li><li>責任者が交代する際には十分な引継等を行うものとする。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>告発等の取扱い、調査及び処分に関する規程等の周知が不十分であり、研究不正が潜在化する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公的研究費等の不正を発見した者が不利益を受けることを恐れ、告発を躊躇することのないよう、本学における相談等の窓口を総務課とし、告発内容等の秘密保持及び告発者の保護を徹底していることをホームページや説明会等にて周知を図る。</li></ul>

### 2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

公的研究費等不正の発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>研究者等としての責務や公的研究費等に関するルールについて理解していない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>研究者等としての責務及び公的研究費等に関するルールについて、ホームページや説明会等で周知を図る。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>職務権限が十分に理解されておらず、チェック機能が働かない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本学の職務権限について、職員等及び取引業者に対し周知を図る。</li><li>取引業者に対して、不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、取引停止等の措置を講じることを周知を図る。</li><li>実効性のあるチェック機能とするため、ルールと実態に乖離が生じていないか確認し、必要に応じ適切に見直す。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>職員等のコンプライアンス及び研究倫理に関する意識が希薄である。</li><li>閉鎖的又は牽制が働きづらい研究環境等が存在する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>職員等のコンプライアンス及び研究倫理に関する意識の向上を目的とした、研修プログラム等の開発・実施及びアンケートによる意識調査を実施する。</li><li>教職員等に対し誓約書を徴取する。</li></ul>

### 3. 公的研究費等の適切な運営・管理活動

公的研究費等不正の発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>予算執行の時期に偏りがある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的に研究費予算の執行状況を把握、研究者等への通知及び未処理取引の有無について確認を行う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>発注段階での財源特定がなされていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会等での指導・注意喚起を行う。</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引実績の分析を行い、発注した職員等、取引業者、取引品目、及び取引頻度等の分析を定期的に行う。</li> <li>取引業者に対して取引実績の確認を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>検収業務が形骸化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式的な実施とならないよう、検収業務担当者に対し、検収業務の目的や実施方法について適時、適切に指導する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>購入した物品等の管理が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20万円以上の物品のほか、当該金額に満たない換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券）について、抽出による現物確認等の管理を実施する。</li> <li>コーポレートカードの利用等による不正防止対策のため、原則として立替払は認めない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な役務契約に対する検収が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な役務契約について、必要に応じて抽出による取引業者へのヒアリング等の確認手続を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費を財源に雇用された者の管理が厳密に行えず、勤務実態が把握できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用した研究者等及び事務を担当する職員等による勤務管理ルールを徹底する。</li> <li>必要に応じて研究費を財源に雇用された者に対し勤務状況等の調査を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>出張の事実確認等が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張申請及び報告に関するルールについて周知徹底等を図る。</li> <li>必要に応じて出張用務先に対する確認を行う。</li> </ul>

#### 4. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等不正の発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報発信・共有化が十分に行われず、誤った理解に基づくルールの運用がなされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究不正の防止に係る取組に関する情報について、いつでもアクセスできるよう教職員専用ホームページに掲載し、随時更新を行う。</li> <li>相談窓口について、ホームページや説明会等で周知を図る。</li> <li>相談窓口で受け付けた職員等からの相談や質問等を取りまとめ職員専用ホームページにおいて共有する。</li> </ul>

#### 5. モニタリング

公的研究費等不正の発生要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性あるモニタリングが実施されず、研究費の不正使用の発生可能性を低減できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費不正防止推進委員会は、研究費の不正使用に関して、リスクアプローチ監査を実施し、組織的牽制機能の充実・強化を図る。</li> <li>研究費不正防止推進委員会は、監事、公認会計士及び研究推進委員会と連携して、効果的な監査実施を図る。</li> </ul>